

⑮まちづくり市民活動に助成します

地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

昨年度に引き続き、震災復興のために市民活動団体で被災地にボランティアに行くなど、市内外での震災復興支援活動も地域活性化事業の中で対象とします。

◆**応募資格** 助成の対象となる団体は、次の各号のすべての要件を満たすものとします。

- (1)営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行うもの
- (2)前号の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
- (3)活動拠点が市内にあり、地域に根ざした活動を行うもの
- (4)5人以上の構成員がいるもの

※ただし、宗教活動、政治活動または選挙活動を行う団体については、助成の対象としません。

◆**対象となる事業** 下記のいずれかに該当し、交付決定後、おおむね平成24年6月から平成25年3月までに実施する事業

- (1)自立促進事業：市民活動団体の設立や団体の法人化に向けて市民活動団体の自立をめざす活動など
- (2)地域活性化事業：さまざまな課題を自主的に解決したり、地域間交流、地域資源を活用したりするまちづくり事業および震災復興を支援する活動など

◆**応募の手続き** 笠間市まちづくり市民活動助成事業希望調書、団体説明書、活動写真等を提出してください。

申込期限 5月31日(木)

※詳しくは、市ホームページおよび広報かさま5月号をご覧ください。

問 市民活動課（内線134）

⑯「平成24年度防災支援ボランティア講座」の受講者を募集

地震、火事、水害、交通事故等は、いつ、どこで起こるか予測ができません。初歩的、基本的な知識がある場合は、事故に直面したときにも、貴い生命、財産を失わずにすみ、しかも事故を防ぐことが可能となります。防災について学んでみませんか。

対象 防災やボランティアに関心のある方

定員 20名（先着順）

開催日時・内容

	第1回	第2回
日時	6/7(木) 午前9時～正午	6/14(木) 午前9時～正午
場所	笠間公民館	笠間市消防本部
内容	救急法・災害に備えての勉強会	普通救命講習(AED) 煙体験
指導者	日赤指導員	消防署員

・2回講座となります。

※6/14の講習終了者には、「普通救命講習終了証」を交付します。

服装 訓練・実技のできる服装

受講料 無料

保険 参加者全員、保険に加入します（主催者負担）

申込期限 5月28日（月）

申・問 笠間市社会福祉協議会 笠間支所 TEL 0296-73-0084

⑥ページ **健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。**
かさま健康ダイヤル24

⑥軽自動車税納税通知書について（平成24年度）

◎**納税通知書が届かない場合はご連絡ください**

5月2日（水）に平成24年度軽自動車税納税通知書を発送する予定です。

お手元に納税通知書が届かない方は、市役所税務課（内線112・113）までご連絡ください。

◎**平成24年4月1日現在の所有者に課税されます。**

軽自動車税は、毎年4月1日現在で二輪のバイクや軽四輪、トラクター、フォークリフトなどを所有している方に課税されます。

4月2日以降に廃車や譲渡された場合も、引き続き1年分の税金がかかりますので、ご注意ください。（軽自動車税には月割課税制度がありません。年度の途中で廃車や譲渡をしても、軽自動車税の払い戻しはありません。）

なお、現在所有していないのに納税通知書が送られてくる場合は、4月1日までに名義変更や廃車の手続きが完了していないことが考えられます。これらの手続きをしないと、来年度以降も課税されることとなりますので、軽自動車の種類により納税通知書の裏面の各受付窓口にて手続きをお願いします。

◎**納期限（口座振替日）**

平成24年度軽自動車税の納期限（口座振替日）は、**5月31日（木）**です。

納税通知書に記載されている最寄りの金融機関等（全国の子なコンビニエンスストアでも納付可能）にて期限内に納めてください。

また、口座振替で納付される方は、預金残高の確認をお願いします。

◎**車検用納税証明書について**

金融機関等の窓口で納付された方は、領収証書の右に車検用納税証明書が付いています。

口座振替の方は、6月上旬に車検用納税証明書（領収書）を発送する予定です。

なお、口座振替の方で、車検用納税証明書（領収書）発送前に車検を受けられる場合は、振替記帳済みの預貯金通帳を持参し、税務課または各支所地域課で、納税証明書を申請してください。手数料は無料です。

問 税務課（内線112）

⑦平成24年度厚生労働省主催慰霊巡拝の実施について

慰霊巡拝を実施しますので、参加を希望される方はお申し込みください。

また、本年度から、自費参加にて、参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者および孫に加え、甥・姪の参加も認められることとなりました。

実施地域名	実施予定時期	派遣予定人員	申込み期限
イルクーツク州	8/31～9/10	15名	5/15（火）
ザバイカル地方	9/3～9/14	15名	5/25（金）
ハバロフスク地方	9/7～9/14	15名	5/15（火）
沿海地方	9/29～10/6	15名	6/8（金）
中国東北地区	9/3～9/12	10名	5/25（金）
硫黄島（第1次）	7/3～7/4	100名	5/15（火）
東部ニューギニア	11/10～11/17	30名	7/24（火）
硫黄島（第2次）	11/13～11/14	100名	7/24（火）
北ボルネオ	12/5～12/12	15名	8/15（水）
トラック諸島	1/19～1/26	15名	9/28（金）
マリアナ諸島	1/19～1/26	15名	9/28（金）
フィリピン	2/13～2/22	60名	10/2（火）
硫黄島（第3次）	2/26～2/27	100名	10/16（火）
マーシャル・ギルバート諸島	3/2～3/10	20名	11/8（木）

※参加者は審査の上、決定されます。

※所要額の1/3の額が補助金として支給されます。

※実施時期、期間等は都合により変更することがあります。

※提出書類、所要額等、詳しくはお問い合わせください。

問 社会福祉課（内線157）

国民健康保険は皆さんの納める保険税で支えられています。

③ページ